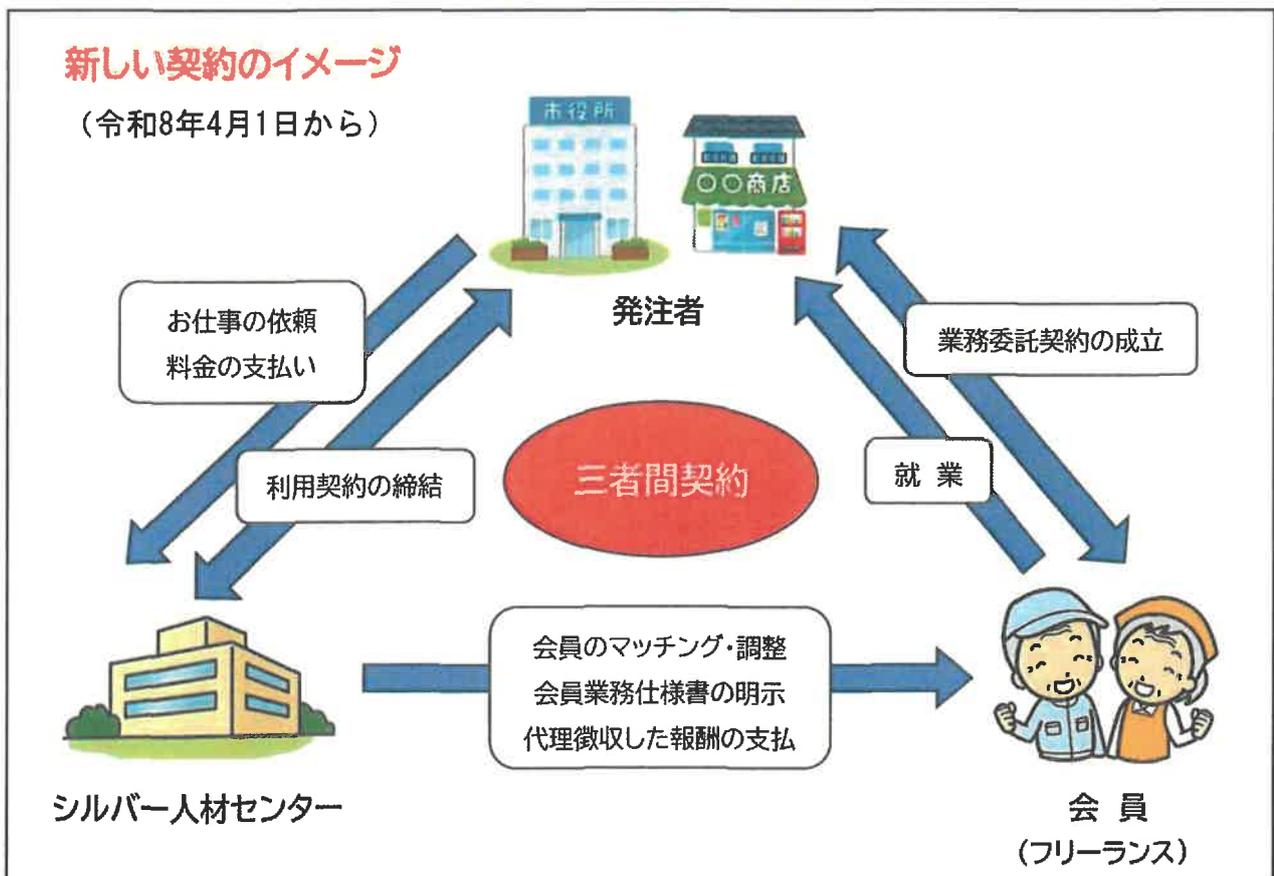


フリーランス法の施行にともなう、請負・委任契約の 契約方法の変更について

フリーランス法の施行（令和6年11月1日施行）にともない、令和8年4月1日から契約方法を変更します。

シルバー人材センターが行うサービスの提供は、これまでと同じように当センターが窓口となり責任をもって業務を履行いたしますが、契約関係においては、発注者とセンターとの間で利用契約が締結され、また、就業会員が業務仕様書に同意することにより、発注者と就業会員との間で業務委託契約が成立することとなります。



※新たな契約方法では、発注者・シルバー人材センター・会員間の三者による包括契約となり、会員の報酬分はセンターが代理徴収させていただきます。

◆消費税申告時における仕入税額控除の変更について

センターが発注者からいただく料金の内訳は、会員業務委託料(就業会員への報酬)とセンター業務委託料(センターが受け取る手数料や材料費等)になります。

消費税の納税計算時において、これまではセンターに支払う代金に対する消費税相当分の全額が仕入税額控除の対象となっていました。しかしながら、新たな契約方法では、会員は原則免税事業者であるため適格請求書(インボイス)を発行することができないことから、会員業務委託料分については仕入税額控除の対象となりません。

料金の内訳	業務内容	仕入税額控除
①会員業務委託料	会員の就業対価(代理請求分)	対象外(非適格請求書分)
②センター業務委託料	センターの手数料及び材料費等	対象(適格請求書分)

※会員は原則免税事業者のため、①会員業務委託料分については仕入税額控除ができず、インボイス登録事業者である②センター業務委託料のみ仕入税額控除が可能となります。

◆発注のご相談から支払までの流れ

当センターのホームページ上で公開しているセンターの利用条件や会員の就業条件などの統一ルールを定めた「シルバー人材センター利用規約」及び「会員業務就業規約」に同意

センターホームページ「<http://aya.miyazaki-scr.jp>」



1	お仕事の依頼	依頼される業務内容をお伺いし、業務仕様内容等を確認させていただきます。
2	センター利用契約の締結	発注者とセンター間でセンター利用契約書を締結し、センターが会員のマッチング、総合調整を行います。
3	業務委託契約の成立	就業条件を明示した業務仕様書を会員に提示し、会員が同意することで、発注者と会員の間で業務委託契約が成立します。 ※発注者の事務負担はありません。
4	会員の就業	業務仕様書に基づき会員が就業します。
5	業務委託料の請求	業務完了後、センターから代金を一括請求します。 ※長期契約の場合は、原則1カ月毎に請求。
6	代金の支払い	請求書を確認後、代金の支払いをお願いします。 ※会員業務委託料分については、代理徴収となります。

お問い合わせ

公益社団法人綾町シルバー人材センター
Tel.0985 (77) 3200

ご理解とご協力を
お願いいたします。

